

一関市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和2年11月26日(木) 午後1時～1時30分

場所 市役所2階 大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について 【資料1、資料2】

7 答 申

8 その他

9 閉 会

一関市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和元年8月1日～令和4年7月31日)

委員選任区分	氏名	所属等	委員就任日	新再	備考
被保険者代表	ぬま 沼 倉 恵 子	(略)	令和2年4月24日～	新任	R2. 4. 24～新規
	ち 千 葉 真美 子		令和元年8月1日～	新任	
	くま 熊 谷 房 代		平成31年1月17日～	再任	
	かね 金 今 君 江		令和元年8月1日～	新任	
保険医・保険薬剤師代表	てら 寺 崎 公 二		令和2年9月23日～	新任	R2. 9. 23～新規
	すぎ 杉 内 のぼる 登		令和元年8月1日～	新任	
	かな 金 沢 純 一		令和元年8月1日～	新任	
	おがさわら 小笠原 やす 慈 夫		平成23年8月1日～	再任	
公益代表	いわ 岩 本 たか 孝 彦		令和元年8月1日～	新任	
	おのでら 小野寺 ヨシ 子		令和元年8月1日～	新任	
	さ 佐 藤 ふく 福		平成29年8月1日～	再任	
	くま 熊 谷 ゆり 百合 子		平成29年8月1日～	再任	
被用者保険等代表	すず 鈴 木 かず 和 久	令和2年11月2日～	新任	R2. 11. 2～新規	
	おのでら 小野寺 栄 悦	平成27年1月15日～	再任		
	あ 阿 部 えみ 恵美 子	平成27年8月1日～	再任		

【諮問第 1 号】

一 関市国民健康保険税条例の一部改正について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一 関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控</p>

除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア～カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者

1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア～カ [略]

別表第4（第21条関係）

を超えない世帯に係る納税義務者
ア～カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円
に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア～カ [略]

別表第4（第21条関係）

医療分の軽減額

項目		軽減額
7 割 軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が <u>330,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額
	第21条第1号イ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 特定世帯及び特定継続世帯 特定世帯 特定継続世帯
5 割 軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額
	第21条第2号イ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 特定世帯及び特定継続世帯 特定世帯 特定継続世帯
2 割 軽減	第21条第3号ア	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額
	第21条第3号イ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 特定世帯及び特定継続世帯 特定世帯 特定継続世帯

医療分の軽減額

項目		軽減額
7 割 軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が <u>430,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額
	第21条第1号イ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 特定世帯及び特定継続世帯 特定世帯 特定継続世帯
5 割 軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額
	第21条第2号イ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 特定世帯及び特定継続世帯 特定世帯 特定継続世帯
2 割 軽減	第21条第3号ア	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額
	第21条第3号イ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 特定世帯及び特定継続世帯 特定世帯 特定継続世帯

	等割の軽減額	特定世帯	1,820円
		特定継続世帯	2,730円

備考 納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、この表において「430,000円」とあるのは、「430,000円(430,000円)に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額」とする。以下別表第5及び別表第6において同じ。

別表第5 (第21条関係)

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条第1号ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円
	第21条第1号エ	世帯の所得額が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の軽減額	5,180円
		特定世帯	2,590円
		特定継続世帯	3,885円
5割 軽減	第21条第2号ウ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,900円
	第21条第2号エ	世帯の所得額が特定世帯及び特定継続世帯の軽減額	3,700円

	等割の軽減額	特定世帯	1,820円
		特定継続世帯	2,730円

別表第5 (第21条関係)

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条第1号ウ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円
	第21条第1号エ	世帯の所得額が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の軽減額	5,180円
		特定世帯	2,590円
		特定継続世帯	3,885円
5割 軽減	第21条第2号ウ	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,900円
	第21条第2号エ	世帯の所得額が特定世帯及び特定継続世帯の軽減額	3,700円

2割 軽減	第21条第3号ウ	数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平均額の軽減額	世帯以外の世帯 特定世帯	1,850円
		特定継続世帯	2,775円	
2割 軽減	第21条第3号エ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,560円
		世帯の所得額が330,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平均額の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 特定世帯 特定継続世帯	1,480円 740円 1,110円

別表第6 (第21条関係)

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条第1号オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
		第21条第1号カ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平均割の軽減額
5割 軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円
		第21条第2号カ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額

2割 軽減	第21条第3号ウ	数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平均額の軽減額	世帯以外の世帯 特定世帯	1,850円
		特定継続世帯	2,775円	
2割 軽減	第21条第3号エ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,560円
		世帯の所得額が430,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平均額の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 特定世帯 特定継続世帯	1,480円 740円 1,110円

別表第6 (第21条関係)

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条第1号オ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
		第21条第1号カ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平均割の軽減額
5割 軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円
		第21条第2号カ	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額

2 割 軽減	第21条第 3号オ	当たりの平等割の軽減額 世帯の所得額が330,000円+被保険 者数×520,000円以下の世帯1人当 たりの均等割の軽減額	1,660円
	第21条第 3号カ	世帯の所得額が330,000円+被保険 者数×520,000円以下の世帯1世帯 当たりの平等割の軽減額	1,080円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 割 軽減	第21条第 3号オ	当たりの平等割の軽減額 世帯の所得額が430,000円+被保険 者数×520,000円以下の世帯1人当 たりの均等割の軽減額	1,660円
	第21条第 3号カ	世帯の所得額が430,000円+被保険 者数×520,000円以下の世帯1世帯 当たりの平等割の軽減額	1,080円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

一関市国民健康保険税条例 改正概要

議 案 内 容	<p>【要 旨】</p> <p>地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税を減額する世帯の所得の基準額を改めるなど、所要の改正をしようとするもの</p> <p>【内 容】</p> <p>1 地方税法施行令の改正に伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額が引き上げられたことから、規定に合わせた額に改正する。 ・ 地方税法の改正（個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直し）に伴う規定の整備 <p>2 条例の改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険税の減額に係る所得基準の基礎控除額相当分の基準額を、33万円から43万円（給与所得者等が2人以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の人数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加算した額）に引き上げる。 ※ 被保険者が世帯内に複数人いる場合、所得税法では基礎控除額が1人当たり10万円減額となることから、同額を国民健康保険税の基礎控除額で増額するもの ・ 年齢65歳以上の公的年金等の収入金額について、所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者は、条例附則第7項の規定により15万円の控除が適用されるため、改正後の条例第21条第1号に規定する公的年金等収入金額基準を110万円から125万円に引き上げる。 <p>【軽減判定所得における基準額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">現行</th> <th style="width: 50%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減</td> <td>基礎控除額（33万円）</td> <td>基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数－1）</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>基礎控除額（33万円） +28.5万円×被保険者数</td> <td>基礎控除額（43万円）+28.5万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>基礎控除額（33万円） +52万円×被保険者数</td> <td>基礎控除額（43万円）+52万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和3年1月1日</p>	区分	現行	改正後	7割軽減	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数－1）	5割軽減	基礎控除額（33万円） +28.5万円×被保険者数	基礎控除額（43万円）+28.5万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）	2割軽減	基礎控除額（33万円） +52万円×被保険者数	基礎控除額（43万円）+52万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）
区分	現行	改正後											
7割軽減	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数－1）											
5割軽減	基礎控除額（33万円） +28.5万円×被保険者数	基礎控除額（43万円）+28.5万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）											
2割軽減	基礎控除額（33万円） +52万円×被保険者数	基礎控除額（43万円）+52万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）											
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正内容については、令和2年度税制改正において規定されていたもので、個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするための改正である。 ・ 地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分は令和3年1月1日から施行とされたことから、12月定例会に議案を提案するもの。 ・ 令和3年度以後の年度分の国民健康保険税（基準日は令和3年4月1日）について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。（適用区分） 												

- ・ なお、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得に係る地方税法施行令の改正が行われることとなった場合は、例年3月末に公布されることから、市は、これに伴う条例改正の議案を令和3年6月に開催される議会の会議に提案することとなる。